

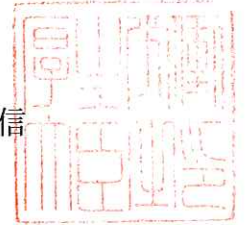
厚生労働省発生食0927第9号

平成 29 年 9 月 27 日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 加藤 勝 信



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項については、同項ただし書に規定される同法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

1. 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）第 1 食品の部A 食品一般の成分規格の 5 の（2）、6 の（2）及び 7 の（2）検体に示す「西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんご」の検体を改定すること。



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんごの分析部位の変更について）

1. 経緯

農薬等の試験において、「西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんご」の分析部位は、食品、添加物等の規格基準第1食品Aの部食品一般の成分規格の5（2）、6（2）及び7（2）検体の表中において『花おち、しん及び果梗（かこう）の基部を除去したもの』とされており、国際標準や諸外国の『果梗を除去したもの』と一致していない。

国際的な整合を推進する観点から、当該分析部位を国際標準に合わせて改定することを検討した結果、改定した場合でも両者の残留濃度の間には大きな差異はなく、現在設定されている残留基準値の変更は必要ないと考えられた。このため、国際標準に整合した分析部位に改正することとした。

なお、今回の照会は、食品、添加物等の規格基準における「西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんご」の残留基準を改定することに対するものではなく、あくまで管理手法の適正化のために分析部位を改定するものである。

2. 今後の方針

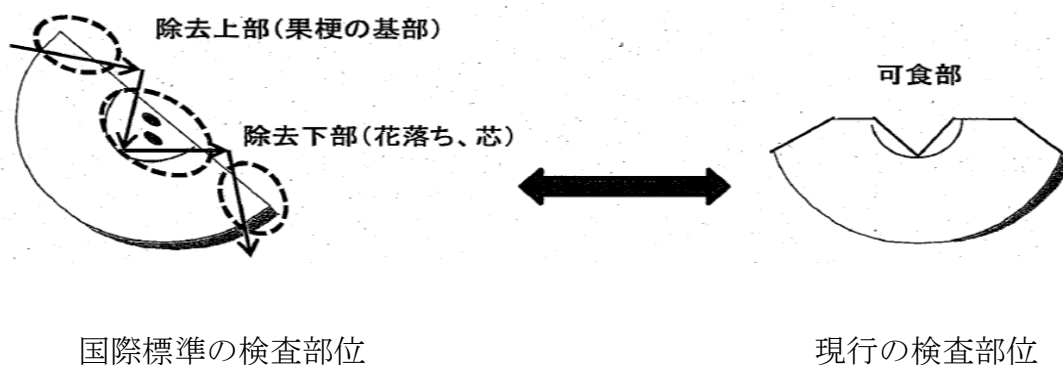
薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会の審議を経て、食品、添加物等の規格基準第1食品Aの部食品一般の成分規格の5（2）、6（2）及び7（2）の表中「西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんご」の検体を、現行の「花おち、しん及び果梗の基部を除去したもの」から「果梗を除去したもの」に改定する予定である。

西洋なし、日本なし、マルメロ及びびりんごの 分析部位の変更について

1. 現状

りんごなどの仁果類の分析部位は、我が国においては、食品、添加物等の規格基準第1食品Aの部食品一般の成分規格の5(2)、6(2)及び7(2)検体の表中「西洋なし、日本なし、マルメロ及びびりんご」において、『花おち、しん及び果梗(かこう)の基部を除去したもの』とされており、国際標準や諸外国の『果梗を除去したもの』と一致していない。

そのため、国際的な整合を推進する観点から、当該食品の分析部位を国際標準に合わせて変更することを検討した。



2. 検討結果

6種の農薬(ボスカリド、フルベンジアミド、フルフェノクスロン、イミダクロプリド、ピラクrostロビン及びシメコナゾール)について、りんご及びなしの「果実全体(果梗のみ除去、(A))」、「花おち、しん及び果梗の基部を除去したもの(可食部、(B))」及び「花おち、しん及び果梗の基部(非可食部、(C))」で分析部位の違いによる残留濃度の差異を検討したところ、非可食部(C)には可食部(B)より比較的高濃度で農薬が残留する傾向がみられたが、(A)、(B)及び(B)+(C)の3つの残留濃度間には統計的な有意差は認められなかった(Kruskal-Wallis検定、有意水準5%)と報告されている(矢島ら、2014)¹。

現行規定の分析部位を国際標準の分析部位に変更した場合でも両者の残留濃度の間には大きな差異はないと考えられる。

¹ 国産仁果類における分析部位の取り扱いが農薬残留濃度に与える影響 日本農薬学会誌 39(1), 1-9(2014)
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjpestics/39/1/39_W13-31/_pdf

表 りんご、日本なし及び西洋なしの可食部、非可食部における各農薬の残留濃度

	残留濃度 (mg/kg)				C/B	A/B	A/D	Kruskal-Wallis 検定
	果実実測値 (A)	可食部実測値 (B)	非可食部実測値 (C)	全果実計測値 (D)				
	国際標準	現行	現行で除くこととしている箇所	B+C				
ボスカリド	0.36±0.04 (0.32-0.42)	0.29±0.04 (0.26-0.37)	0.69±0.38 (0.39-1.49)	0.35±0.06 (0.29-0.44)	2.38	1.24	1.03	NS
フルベンジアミド	0.23±0.05 (0.14-0.28)	0.20±0.05 (0.12-0.28)	0.36±0.24 (0.18-0.87)	0.22±0.05 (0.13-0.29)	1.80	1.15	1.05	NS
フルフェノクスロン	0.16±0.07 (0.08-0.26)	0.15±0.06 (0.06-0.23)	0.29±0.19 (0.15-0.66)	0.17±0.07 (0.08-0.27)	1.93	1.07	0.94	NS
イミダクロプリド	0.16±0.11 (0.05-0.34)	0.14±0.10 (0.04-0.28)	0.22±0.11 (0.08-0.39)	0.15±0.10 (0.06-0.31)	1.57	1.14	1.07	NS
ピラクロストロビン	0.16±0.04 (0.12-0.23)	0.14±0.03 (0.10-0.20)	0.29±0.10 (0.20-0.47)	0.17±0.03 (0.13-0.23)	2.07	1.14	0.94	NS
シメコナゾール	0.13±0.06 (0.05-0.20)	0.11±0.06 (0.03-0.19)	0.25±0.09 (0.11-0.38)	0.14±0.06 (0.06-0.20)	2.27	1.18	0.93	NS

試行数は6で実施（6圃場で30個体から得た3組の縮分試料は、1組を果実全体(A)分析用とし、非可食部(C)の試料量が少ないため、残り2組を合わせて部位別分析用とした）

3. 今後の取扱い

食品、添加物等の規格基準第1食品Aの部食品一般の成分規格の5(2)、6(2)及び7(2)の表中「西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんご」の検体を、現行の「花おち、しん及び果梗の基部を除去したもの」から「果梗を除去したもの」に変更する。

なお、現在設定されている残留基準値の変更は行わない。

本変更は、国際的な整合性からも妥当であり、試料調製が容易になることで、農薬の食品中残留濃度の分析が容易になると考えられる。

現行の規定と国際標準で残留濃度に大きな差はなく、また、非可食部は可食部と比べて農薬等が残留しやすい部分であることから、今回の分析部位の変更により規制が緩くなることはない。

(参考)

これまでの経緯

平成 4年10月27日 残留基準告示改正

平成29年 6月16日 薬事・食品衛生審議会へ諮問

平成29年 6月22日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- 穂山 浩 国立医薬品食品衛生研究所食品部長
石井 里枝 埼玉県衛生研究所化学検査室長
井之上 浩一 立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室准教授
折戸 謙介 麻布大学獣医生理学教授
魏 民 大阪市立大学大学院医学研究科分子病理学准教授
佐々木 一昭 東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授
佐藤 清 元 一般財団法人残留農薬研究所技術顧問
佐野 元彦 東京海洋大学海洋生物資源学部門教授
永山 敏廣 明治薬科大学薬学部薬学教育研究センター基礎薬学部門教授
根本 了 国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
二村 睦子 日本生活協同組合連合会組織推進本部組合員活動部部长
宮井 俊一 一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
由田 克士 大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成 浩一 静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野教授

(○：部会長)

答申(案)

食 品	検 体
西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんご	果梗（かこう）を除去したもの